



各 位

会社名 株式会社ソフィアホールディングス
代表者名 代表取締役社長 新村 直樹
(コード番号 6942)
問合せ先 経営企画室 浅野 茂雄
(TEL 03-6265-3339)

株式会社アイソプラによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明 及び同社との資本業務提携のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記「Ⅰ. 本公開買付けに関する意見表明について」に記載のとおり、株式会社アイソプラ(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねること、及び下記「Ⅱ. 本資本業務提携契約について」に記載のとおり、公開買付者との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

Ⅰ. 本公開買付けに関する意見表明について

1. 公開買付者の概要

(1)名 称	株式会社アイソプラ	
(2)所 在 地	岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森17番地	
(3)代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 寺村 淳士	
(4)事 業 内 容	ソフトウェア開発、各種コンサルティング、技術者派遣等	
(5)資 本 金	20 百万円	
(6)設 立 年 月 日	昭和 57 年4月 28 日	
(7)大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 29 年 11 月 17 日現在)	株式会社 E-BOND ホールディングス	100.00%
(8)当社と公開買付者の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,700 円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者によれば、公開買付者は、昭和57年4月、岩手県において銑鉄鋳物製造業を営む会社として設立され、昭和60年7月にソフトウェア受託開発事業に業態を転換し、営業活動を開始したとのことです。その後、公開買付者は、平成27年8月1日に、医療関連事業統合システムの共同開発等を目的として、調剤薬局の運営を中心とした医療関連事業及び医療機関から患者の検体を預かり分析し検査結果を報告する臨床検査受託事業等を展開する株式会社E-BONDホールディングス(以下「E-BOND」といいます。)グループに加わり、E-BONDの100%子会社として、引き続き、ソフトウェア受託開発を主たる事業としているとのことです。

今般、公開買付者は、平成29年11月17日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)JASDAQスタンダード市場に上場している当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)のうち、当社の支配株主である先端技術研究投資事業組合(以下「本応募予定株主」といいます。)が所有する当社株式1,487,099株(所有割合(注1):67.93%)のうち1,453,000株(所有割合:66.38%。以下「応募予定株式」といいます。)を取得することによって、当社の議決権の過半数を取得し、当社を連結子会社化することを主たる目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。なお、公開買付者は、本日現在、当社株式を所有しておりません。

(注1)「所有割合」とは、当社が平成29年11月10日に提出した第43期第2四半期報告書(以下「当社四半期報告書」といいます。)に記載された平成29年9月30日現在の当社株式の発行済株式総数(22,377,200株)に、当社が平成29年10月1日を効力発生日として行った当社株式10株を1株の割合で併合する株式併合(以下「平成29年10月1日付株式併合」といいます。)(注2)の効果を反映した発行済株式総数(2,237,720株)から、当社四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の当社が所有する自己株式数(486,638株)に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(48,663株)を控除した株式数(2,189,057株)に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

(注2)当社が平成29年4月26日に公表した「株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、当社は、平成29年9月30日を基準日、平成29年10月1日を効力発生日として、当社の普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。また、当社は、平成29年10月1日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

E-BONDは、従来より、E-BONDグループの成長拡大及び企業価値の更なる向上を図るため、主力の医療関連事業の拡充の一環として他社との協業の可能性を継続して模索していたところ、平成29年7月下旬にリーディング証券株式会社を通じて本応募予定株主が当社株式を売却する意向であるという情報を入手し、平成29年7月下旬に本応募予定株主と接触したとのことです。E-BONDは、本応募予定株主との接触後の同月下旬から、当社が公表し

ている資料の精査を実施し、E-BONDグループと当社との薬歴管理業務支援システム等医療関連システムの共同開発等の協業を前提として、E-BONDグループによる当社株式に対する公開買付けの実施についての検討を開始し、E-BONDグループの中において、ソフトウェア受託開発、ビッグデータ解析事業、Java 言語によるプログラミング教育事業及びコンサルティング事業を主力事業としている公開買付者が、当社との薬歴管理業務支援システム等医療関連システムの共同開発等の協業及び連携の効果を最大限に発揮できるのではないかとこの検討も始めたとのことです。E-BONDは、平成 29 年8月下旬には、当社に対し、本公開買付けの目的や背景、本公開買付けによるグループ化のメリットについて説明を実施し、E-BONDグループが当社株式を取得し、当社と公開買付者がグループ会社となることで、両者間において強固な協業関係ないしパートナー関係を構築することができるとともに、コスト及び技術のシナジー効果を実現でき、これらにより相互の成長拡大及び企業価値の更なる向上が見込めるという認識で当社と一致いたしました。

E-BONDは、以上の経緯を踏まえて、平成 29 年8月下旬に、本応募予定株主に対し、本応募予定株主が所有する当社株式の全部又は一部を取得すること及び本公開買付けを実施した場合における買付け等の価格(市場価格から一定程度のディスカウントを行った価格)の提示を含む諸条件について意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出したところ、平成 29 年9月下旬に本応募予定株主からこれを承諾する旨の回答を受けたとのことです。

近年、E-BONDグループとして、ソフトウェア受託開発、ビッグデータ解析事業、Java 言語によるプログラミング教育事業及びコンサルティング事業を展開している公開買付者を取り巻く事業環境において、情報技術及び情報通信技術をはじめとするいわゆる IT の急速な変化がより一層顕著となっているとのことです。クラウド及びビッグデータ等主要な技術がそれぞれ単体で活用されるだけでなく、相互の関連付けを深めることで、より効率的なプロダクトやサービスを提供できるなど、ビジネスへの相乗効果に対する期待が高まっている一方、これらの技術に関連する領域の成長が、IoT や AI といった先端技術と相まって、より一層加速することが見込まれているとのことです。また、ビッグデータや IoT 等の技術を活用したソフトウェア開発の需要が高まっている反面、同業によるソフトウェア開発受託競争及び IT 関連技術者の獲得競争は激化の一途を辿っているとのことです。E-BONDは、かかる公開買付者の事業環境や公開買付者及び当社それぞれのソフトウェア開発受託事業の親和性に鑑み、本応募予定株主から本意向表明書に対する回答があった平成 29 年9月下旬以降、薬歴管理業務支援システム等医療関連システムの共同開発等の当社と公開買付者を含めたE-BONDグループとの協業及び連携の実現可能性について公開買付者と慎重に討議を重ねたとのことです。

その中で、平成 29 年9月下旬に、E-BONDグループの中では、公開買付者が最も当社との協業及び連携の実現可能性が高く、本公開買付けを実施し、公開買付者が当社株式を取得することがより効果的なコスト及び技術のシナジー効果を確保できると認識するに至ったとのことです。

また、公開買付者は、当社に対して、本公開買付けの目的や背景、本公開買付けによるグループ化のメリットについて説明を行い、公開買付者が当社株式を取得し、当社と公開買付者がグループ会社となることで、両者間において強固な協業関係ないしパートナー関係を構築することができるとともに、コスト及び技術のシナジー効果を実現でき、これらにより相互の成長拡大及び企業価値の更なる向上が見込めるという認識で当社と一致したため、その後条件の詳細を協議・交渉し、平成 29 年 11 月 17 日付で、当社との間で、システムの共同開発及び運用・共同での採用活動・医療関連事業への展開及び推進についての業務提携、役員派遣、本公開買付けへの協力等を内容とする本資本業務提携契約を締結することについての取締役会決議を行ったとのことであり、平成 29 年 11 月 17 日付で、当社との間で本資本業務提携契約を

締結しております。本資本業務提携契約の概要については、下記「Ⅱ. 本資本業務提携契約について」をご参照下さい。

本公開買付けに際して、公開買付者は、本応募予定株主が所有する当社株式の全部又は一部について、一定の期日までに本応募予定株主が本公開買付けに応募し、かつ本応募予定株主が当該応募を撤回しないことを基本的条件とする提案を平成 29 年 10 月中旬に行ったところ、本応募予定株主がこれを平成 29 年 10 月中旬に承諾したため、その後条件の詳細を協議・交渉し、平成 29 年 11 月 17 日付で、本応募予定株主との間で、本応募予定株主が所有する当社株式 1,487,099 株(所有割合:67.93%)のうち応募予定株式 1,453,000 株(所有割合:66.38%)について本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結することについての取締役会決議を行い、平成 29 年 11 月 17 日付で、本応募予定株主との間で本応募契約を締結しているとのことです。本応募契約の詳細については、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

公開買付者は、本公開買付けの主たる目的が、本応募予定株主が所有する当社株式 1,487,099 株(所有割合:67.93%)のうち 1,453,000 株(所有割合:66.38%)を取得することによって、当社の議決権の過半数を取得し、当社を連結子会社化することであるため、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)については、公開買付者と本応募予定株主が合意できる価格をもって決定する方針を平成 29 年 10 月中旬に採用するとともに、本公開買付価格の決定基準の明確性及び客観性を重視するために、当社株式の市場価格をベースにした上で、①本応募予定株主以外の第三者から当社株式を取得することは目的としていないこと、②本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針、及び③当社の足元の業績等を踏まえ、本公開買付価格について当該市場価格から一定程度のディスカウントを行った価格とする旨の検討を平成 29 年 10 月中旬に行ったとのことです。

公開買付者は、平成 29 年 9 月下旬から同年 11 月上旬にかけて、当社が公表している財務情報等の資料、当社に対して実施した面談等を基礎として、損益構造や事業拠点等の事業構造の分析、過去の収益費用のトレンド、財務・税務上のリスク要因、公開買付者及び当社それぞれの事業のシナジー効果を精査した結果、当社株式の市場における株価の動向、並びに、E-BONDが、平成 29 年 8 月下旬に本応募予定株主に対し本意向表明書を提出した後に行った本応募予定株主との間の本公開買付価格を含む諸条件についての交渉結果を総合的に勘案した上、最終的に、平成 29 年 11 月 17 日開催の取締役会の決議により、本公開買付価格を 1,700 円とすることを決定したとのことです。

本公開買付けにおいては、本応募予定株主以外の第三者から当社株式を取得することは目的としていないこと及び本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を本応募契約に基づく応募予定株式数と同数の 1,453,000 株(所有割合:66.38%)と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(1,453,000 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。)第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

また、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募契約に基づく応募予定株式数と同数の 1,453,000 株(所有割合:66.38%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

② 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 本公開買付けの目的及び背景

公開買付者によれば、公開買付者は、昭和 57 年4月、岩手県において銑鉄鋳物製造業を営む会社として設立され、昭和 60 年7月にソフトウェア受託開発事業に業態転換し、営業活動を開始したとのことです。その後、平成 27 年8月1日に、公開買付者とE-BONDの子会社との間における医療関連事業統合システムの共同開発等を目的として、当時の株主から相対取引により、公開買付者の発行済普通株式のすべてをE-BONDが取得したことに伴い、公開買付者はE-BONDグループに加わったとのことです。それ以来、公開買付者においては、業容の拡大を図り、本日現在、ソフトウェア受託開発事業、ビッグデータ解析事業、Java 言語によるプログラミング教育事業及びコンサルティング事業を展開し、東北だけでなく関東にも顧客基盤を有する企業へと成長してきたとのことです。

主力のソフトウェア受託開発事業におきましては、それぞれの顧客ニーズに適応した柔軟な開発アプローチをもって、医療福祉業界及び金融業界等の業務系ソフトウェアや、小売業界や物流業界等の WEB アプリケーションやスマートフォンアプリ等の開発実績を有し、その信頼性の高さから、顧客からの新規依頼及び再依頼が増加しているとのことです。ビッグデータ解析事業におきましては、特にゲノムデータ解析の依頼が多く、製薬会社や医療機関からのデータ解析の受注が増加しているとのことです。Java 言語によるプログラミング教育事業におきましては、大手 IT 企業の新入社員研修や中堅技術者研修における Java 教育を担っており、メイン講師及びサブ講師の派遣や教材制作等を行っているとのことです。

公開買付者においては、顧客からの受注依頼が増加しているものの、技術者不足により受注を制限しており、技術者不足による機会損失が成長への課題となっているとのことです。現在、景気拡大により企業の IT 投資が加速し、公開買付者が所属する IT 業界は好景気である反面、IT 各社は技術者不足に陥っており、大手 IT 企業による中小 IT 企業からの人材引き抜きが増加し、IT 技術者の獲得競争は益々激しくなっているとのことです。そのような事業環境の中、公開買付者は、業務提携及びM&A等の活用も視野に入れながら、IT 技術者の獲得をより一層強化するとともに、競争力のあるプロダクト&サービスの提供等をもって、事業規模の拡大及び社会的信用の増大等企業成長を実現する戦略を推進しているとのことです。

なお、公開買付者の発行済株式のすべてを所有するE-BONDは、平成 20 年7月に埼玉県北葛飾郡松伏町においてE-BONDグループの持ち株会社として設立され、平成 20 年 7 月より事業を開始したとのことです。E-BONDは、本日現在、非上場会社であり、また、子会社 52 社を保有しているとのことです。E-BONDグループは、調剤薬局の運営を中心とした医療関連事業及び医療機関から患者の検体を預かり分析し検査結果を報告する臨床検査受託事業を主力として事業展開し、個人や医療機関等が主要顧客となっているとのことです。また、E-BONDは、グループ全体で約 1,600 人の従業員を有し、日本全国の各主要拠点に展開しているとのことです。平成 29 年5月期においては、E-BONDグループ会社の売上高全体の 74.7%が医療関連事業の売上高となり、同 18.8%が臨床検査受託事業の売上高となっているとのことです。

一方、当社は、昭和 50 年8月、東京都千代田区神田駿河台二丁目3番 14 号において、ソフトウェア開発を主たる業務として設立され、昭和 63 年 12 月に株式を日本証券業協会に店頭売買銘柄として登録、平成 16 年 12 月には日本証券業協会への店頭登録を取消

し、株式会社ジャスダック証券取引所JASDAQ市場に株式上場し、その後各証券取引所の統合に伴い、平成 25 年7月から東京証券取引所JASDAQスタンダード市場に株式を上場しております。当社は、「“ハイエンドインテグレーションプロバイダー”（注3）として、強いグループソリューション力を軸に、たえず顧客価値を創造し、顧客との長期的な信頼関係を構築・維持する」を企業理念に掲げ、顧客価値の創造とともに当社グループの業容拡大・企業価値向上を実現できるよう日々邁進しております。

当社は、インターネット関連事業、通信事業及び健康医療介護情報サービス事業を中心に、システム開発・保守・運用等のソリューションサービスを提供しております。当社の中核事業であるインターネット関連事業におきましては、インターネット関連のシステム開発、データセンターの運用・保守及び不動産仲介業者向けASPサービス（注4）の提供等を展開しております。また、平成 29 年3月期の売上高は 1,807 百万円（前年同期比 92.4%増）、セグメント利益は 276 百万円（同 157.9%増）と足元堅調に推移している通信事業におきましては、MVNO（注5）事業者としてIP電話サービスを提供するなど多様な情報通信サービス提供に取り組んでおります。健康医療介護情報サービス事業におきましては、病院・薬局向けの薬歴管理・服薬指導業務支援システムの開発・販売・保守、医療情報管理ソフトウェアの販売・保守等を手掛けております。さらに、その他事業としてWEBサイトの企画・運営及び管理等並びに東アジア圏を商圏とするIT事業（今後のアジア、特に中国でのビジネス展開を考えての情報収集）等を行っております。

しかしながら、当社は、前連結会計年度の平成 29 年3月期においては親会社株主に帰属する当期純利益 23 百万円を計上したものの、従前における積極的な事業の多角化に合わせた経営管理体制を構築できなかったこと等を背景に、不採算事業が顕在化又は更に悪化したことを主な要因として、平成 28 年3月期まで5期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、事業再構築が要請されております。

そのような状況を改善するため、当社は、重点施策として、平成 29 年 10 月1日付の株式交換により、当社の連結子会社であった株式会社ジーンクエストとの資本関係を解消したことに伴って遺伝子情報サービス事業から撤退し、インターネット関連事業等主力事業への経営資源の集中を強化するなどの事業ポートフォリオの最適化、位置情報サービスを利用した「こども見守りシステム（仮称）」の開発及び製品化等に伴うビジネスモデルの早期構築並びにこれまで手作業により行われていたシステム障害発生時の運用業務を自動化する「障害対応自動化サービス」等グループ内のノウハウを集結した新たなソリューションサービスの開発・販売に注力するなどにより収益力の安定化と拡大を図るとともに、自己資本の充実、有利子負債の削減及び効率的な資金運用等により財務体質の改善に取り組んでいます。

そのような中、当社は、早期に成長基調に転換するためには、上記重点施策の実行に加え、他社との協業によるビジネスモデルの転換が有効な経営戦略の1つであると認識していたところ、平成 29 年8月中旬に当社の支配株主である本応募予定株主と協議を行った際に、当社は、本応募予定株主から、当社株式の全部又は一部を売却する準備に取り組んでいるものの、当社の成長拡大及び企業価値の更なる向上に資する第三者に対し、本応募予定株主が保有する当社株式の全部又は一部を譲渡することも検討可能である旨の意向を伝えられました。その際、本応募予定株主とE-BONDが平成 29 年7月下旬に接触したこと、また、E-BONDがE-BONDグループの成長拡大及び企業価値の更なる向上を図るため、主力の医療関連事業の拡充の一環として当社を含めた他社との協業の可能性を継続して模索していることも本応募予定株主から伝えられました。これを受けて、当社は、E-BONDグループと当社との協業の可能性について検討を開始し、平成 29

年8月下旬に、本公開買付けの目的や背景、本公開買付けによるグループ化のメリットについての説明をE-BONDから受け、E-BONDグループが当社株式を取得し、当社と公開買付者がグループ会社となることで、両者間において強固な協業関係ないしパートナー関係を構築することができるとともに、コスト及び技術のシナジー効果を実現でき、これらにより相互の成長拡大及び企業価値の更なる向上が見込めるという認識で平成 29 年8月下旬にE-BONDと一致いたしました。その後、当社は、E-BONDが平成 29 年8月下旬に本応募予定株主に対し本意向表明書を提出し、また、本応募予定株主が、公開買付者と当社の間において強固な協業関係の構築及び大きなシナジーを実現できるとの判断の下、E-BONDからの本意向表明書について承諾する旨の回答を平成 29 年9月下旬に行ったとの報告を本応募予定株主から平成 29 年9月下旬に受けました。当社は、上記回答があった平成 29 年9月下旬以降、薬歴管理業務支援システム等医療関連システムの共同開発等の当社と公開買付者との協業やシナジー効果の実現可能性について慎重に討議を重ねた結果、本応募予定株主が所有する当社株式の一部をE-BONDではなくE-BONDの子会社である公開買付者に売却し、当社と公開買付者がグループ会社となるに伴う、当社と公開買付者との協業やコスト及び技術のシナジー効果の実現可能性は高いと判断し、これらによる相互の成長拡大及び企業価値の更なる向上を目指す方針を平成 29 年9月下旬に決定いたしました。

(注3)「ハイエンドインテグレーションプロバイダー」とは、顧客の目的に合わせて、情報システム(ソフトウェア等を含みます。)の企画、設計、開発、構築、導入、運用及び保守等について必要な一連の業務を一括して提供するサービス、いわゆるシステムインテグレーションサービスを通して、顧客のビジネス上の問題に対する最適なソリューションを提供する者を意味します。

(注4)「ASPサービス」とは、アプリケーションソフトウェアをインターネット経由で顧客に提供するサービスを意味します。

(注5)「MVNO」とは、自社で無線通信回線設備を持たず、他の移動体通信業者から借りてあるいは再販を受けて移動体通信サービスを提供する事業者を意味します。

公開買付者によると、公開買付者としては、本公開買付けが成立した後、当社と公開買付者との間において強固な協業関係ないしパートナー関係を速やかに構築し、両者間でそれぞれのプロダクト及びサービス等を相互に補完し、また、営業戦力及び販売チャネルを相互に活用するとのことです。公開買付者はソフトウェア開発工程における設計及び開発に強みを有しているとのことであり、当社は、コンサルティング及び保守管理に強みを有しているほか、決済代行機能を提供できます。公開買付者と当社が共同でサービス提供をすれば、ソフトウェア開発のすべての工程「コンサルティングー設計ー開発ー保守管理」を顧客に提供することができ、ネット通販等の売買に伴う顧客には、ソフトウェアに決済機能を加えて売上金回収の代行まで行うことができるため、顧客にとっては複数の会社とシステム開発を進めていくことが不要となり、公開買付者と当社にとっては、一括したシステム関連業務を受注できるようになり、一時的なシステム開発収入だけでなく、導入後の保守管理や決済代行による継続収入を得られるようになるとのことです。また、それぞれの開発工程で両者の専門性の高い技術者が相互に技術確認を行う体制を整えることにより、システム開発におけるリスク、具体的には、システム開発スケジュールの遅延、セキュリティプログラムの欠陥による個人情報流出、システム不具合による顧客ビジネスの停止等、訴訟に発展しかねない重大なシステム開発上のリスクを未然に防ぐためのリスク管理能力を向上させることができ、両者において従来にも増して大規模なシステム開発の受託が可

能となるとのことです。加えて、このようなシステム開発体制が整備されることを前提として、E-BONDグループが外注している基幹システムの開発及び運用のグループ内製化によるコスト削減、また、医療関連事業の管理システムの開発等について、公開買付者と当社が共同して検討・設計・開発・運用・保守することが可能となり、E-BONDを含むグループ会社間において有機的な相乗効果を生み出すことが期待されるとのことです。他方、当社と公開買付者それぞれに在籍するSE(システムエンジニア)をはじめとするIT技術者等についても、E-BONDを含むグループ会社間における人的交流や役員及び従業員の相互派遣を通じて、それぞれの既存事業や医療関連分野を中心とする新規事業において協業し、営業戦力と同様にそれぞれの専門知識、ノウハウ及び技術的優位性を補完するとのことです。それとともに、当社による既存又は新規システム開発業務の一部を、公開買付者が利活用している地方開発拠点で実施することにより、首都圏と比べて安価な人件費にて開発することが可能となり、相互にコスト削減が実現できるものと確信しているとのことです。また、公開買付者は、岩手県立大学や岩手医科大学との産学連携プロジェクトに基づくソフトウェア共同開発実績を有し、これらの大学のほか国立岩手大学や一関工業高等専門学校(一関高専)から学生のインターンを受け入れており、地元の学校や大学との交流を長く続けてきたことから、これらの学校関係者や学生における公開買付者の認知度は高く、毎年の合同就職説明会では常に満席となっており、公開買付者と当社にて共同で採用活動を実施することにより、新卒・中途採用においてより一層優秀な人材を確保するとのことです。かかる人材確保に留まらず、公開買付者は、上記のJava言語によるプログラミング教育事業において培った新卒及び中堅社員を対象とする研修教育力を当社と共有し、これら人材の技術力の拡充に積極的に取り組むとともに、E-BONDを含むグループ会社や当社と密に連携してそれぞれの経営管理機能の強化や財務基盤の健全化を図るとのことです。これらの物的・人的連携により、コストシナジーや技術シナジーの効果が顕在化するものと認識しているとのことです。

公開買付者は、これらの取り組みや開発経験を積み重ねていくことで、最終的に、当社と公開買付者がグループ一体となって、顧客の経営目標や経営課題の解決はもとより、業務プロセス等に関する深い理解と幅広いノウハウを背景として、企画立案からシステム設計、アプリケーション開発、さらに、完成したシステムの運用及び保守に至るまで、総合的にワンストップソリューションを提供する企業群となることで、両者相互の成長拡大及び企業価値の更なる向上を実現できると判断し、平成29年11月17日、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

(ii) 本公開買付け後の経営方針

公開買付者によると、公開買付者は、本公開買付け成立後、当社及び公開買付者においてそれぞれの企業価値の更なる向上を実現するためには、当社の独自の企業文化、経営の自主性を維持することが重要であると認識しており、当社株式の上場を維持し、また、現状の当社の上場会社としての自主的な経営を尊重しつつ、両者の連携を深め、企業価値の向上に関する具体的な取り組みに向け、今後いち早く当社と協議・検討を行うことを予定しているとのことです。

また、本公開買付け成立後の当社の経営体制については、現時点では、当社の役員及び従業員が本公開買付け成立後も当面の間は引き続き職務を執行することを予定しているとのことです。さらに、公開買付者は、役員を派遣して当社の支援を行うため、本資本業務提携契約において、当社が、本公開買付けの成立後2ヶ月以内に、本公開買付けの決済の完了後の日を議決権行使の基準日とする臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」と

います。)を開催し、公開買付者の指名する候補者を役員として選任する旨の議案を上程することに合意しております(公開買付者は、本臨時株主総会において当社の取締役の過半数を指名する予定であるとのことですが、かかる取締役候補者は、現時点では未定とのことです。また、公開買付者は、本臨時株主総会において監査役を指名する予定はないとのことです。)。その他当社の経営体制、経営方針等については、当社と協議・検討を行い、適切な方法を選択することを予定しているとのことです。

③ 当社における意思決定に至る過程

当社の取締役会は、公開買付者からの本公開買付けの提案を受け、当社の企業価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、当社のリーガル・アドバイザーである熊谷・田中・津田法律事務所から受けた法的助言、下記「(6)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における利害関係を有しない者からの意見の取得」に記載の当社の社外監査役2名から取得した意見等を踏まえ慎重に協議・検討し、(a)公開買付者が当社の筆頭株主となることで、i)当社の戦略事業である医療介護情報サービスシステム事業において、現在開発を進めている調剤薬局向けシステムを公開買付者及びE-BONDグループと共同で行うことで競争力のある製品を創出でき、ii)開発した製品をE-BONDグループの傘下にある調剤薬局に導入することで当社グループの売上拡大につながり、iii)主力のインターネット関連事業・通信事業において課題となっている業務上必要とされる知識及び経験を備えたSE(システムエンジニア)をはじめとするIT技術者等の人材確保ができることで、企業価値向上が期待されること、(b)当社株式に対する本公開買付価格が本応募予定株主との間で交渉によって決定されたものであり、本公開買付けは公開買付者による本応募予定株主が所有する当社株式の取得を企図したものであること、一方で、(c)下記「(4)上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、公開買付者によれば本公開買付けにより当社株式の上場廃止は企図しておらず、また、買付予定数の上限を1,453,000株としていることから、本公開買付け成立後、公開買付者が所有する当社株式は最大で1,453,000株(所有割合:66.38%)となる予定であり、本公開買付け成立後も、当社株式の上場は維持される見込みであること、その他、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を含む本公開買付けの諸条件に不合理な点は認められないこと等を総合的に勘案した結果、本日開催の当社の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。

一方で、本公開買付価格に関しては、本公開買付価格が、最終的には公開買付者と本応募予定株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであるため、当社は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が当社の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて当社が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付け成立後も当社株式の上場が維持される方針であるため、当社の株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記の当社の取締役会には、取締役4名(うち社外取締役1名)の全員が出席し、その全員一致により当該決議を行いました。

また、当社の監査役3名(うち社外監査役2名)の全員が上記の当社の取締役会に出席し、出席監査役3名全員が上記決議について異議はない旨の意見を述べております。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けにあたり、第三者算定機関から算定書及び本公開買付けの公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場しておりますが、本公開買付けは、公開買付者によれば当社株式の上場廃止を企図するものではなく、当社及び公開買付者は本公開買付け成立後も当社株式の上場を維持する方針であり、買付予定数の上限を 1,453,000 株としていることから、本公開買付け成立後、公開買付者が所有する当社株式は最大で 1,453,000 株(所有割合:66.38%)となる予定です。したがって、本公開買付け成立後も、当社株式の上場は維持される見込みです。

(5) 本公開買付け後、当社の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は、本応募予定株主が所有する当社株式 1,487,099 株(所有割合:67.93%)のうち 1,453,000 株(所有割合:66.38%)を取得して、公開買付者と当社それぞれの成長拡大と企業価値の更なる向上を図ることを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本日現在においては、本公開買付け後に当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、支配株主である本応募予定株主が公開買付者との間で本応募契約を締結していることから、当社の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性があることを踏まえ、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

① 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、公開買付者及び本応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーとして熊谷・田中・津田法律事務所を選任し、その法的助言を踏まえて、本公開買付けに関して慎重に検討しております。なお、同法律事務所は当社、公開買付者及び本応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。

② 当社における利害関係を有しない者からの意見の取得

本公開買付けは、当社の支配株主である本応募予定株主が所有する当社株式 1,487,099 株(所有割合:67.93%)のうち 1,453,000 株(所有割合:66.38%)の取得を前提として実施されるものであり、当社の取締役会による本公開買付けに係る意見表明は、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当するため、当社は、本公開買付けについての当社の意見表明における恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、公開買付者及び本応募予定株主と利害関係を有しない者として、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている当社の社外監査役の伊藤雅浩氏、及び当社の独立役員として東京証券取引所に届けていないが独立役員の要件を満たす当社の社外監査役の川島渉氏に対し、本公開買付けに係る当社の意見表明が当社の少数株主にとって不利益なものではないかを諮問し、この点についての意見を当社に提出することを委嘱しました。

そして、当社の社外監査役2名は、当社から、本公開買付け並びに本資本業務提携契約及び同契約に基づく資本業務提携(これら一連の取引を総称して、以下「本取引」といいます。)の意義に関する当社の説明を受け、当社における本取引の意義、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件の当社の株主にとっての妥当性、本取引に関する意思決定過程の

手続の公正性について協議及び検討を行いました。

その結果、当社の社外監査役2名から、(a) 当社の説明によれば、公開買付者は、本公開買付け成立後に臨時株主総会を開催し、公開買付者の指名する者を取締役として選任する旨の議案を上程することを予定しているものの、公開買付者及びE-BONDは、当社株式の上場を維持し、当社の上場会社としての自主的な経営を尊重し、当社の現役員及び現従業員が本公開買付け成立後も当面の間は引き続き職務を執行する予定であるとのことであること、(b) 本公開買付けにおいては、当社の支配株主である本応募予定株主以外の第三者から当社株式を取得することは目的としておらず、本公開買付けにより公開買付者が所有する当社株式は最大で1,453,000株(所有割合:66.38%)となり、本公開買付け成立後も当社株式の上場は維持される見込みであること、(c) 当社の説明によれば、本公開買付けは当社の企業価値向上に資するという当社の取締役会の判断には一定の合理性があり、その内容及び検討過程には特段不合理な点は認められないこと、(d) 本公開買付けに関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、公開買付者及び本応募予定株主から独立したリーガル・アドバイザーとして熊谷・田中・津田法律事務所を選任し、その法的助言を踏まえて、本公開買付けに関して慎重に検討するとともに、適正な手続きを履践していること、(e) 当社の説明によれば、本応募予定株主と公開買付者の間で行われた本応募契約に係る交渉・協議に当社は参加しておらず、また、当社及び公開買付者の間で行われた本取引に係る交渉・協議に本応募予定株主は参加しておらず、本取引の公正性を疑わせる事情は特に見当たらないこと、(f) 当社の説明によれば、本公開買付価格は、公開買付者と本応募予定株主との間の協議・交渉の結果として決定されたものであり、当社株式の市場価格をベースにした上で、(i) 本応募予定株主以外の第三者から当社株式を取得することは目的としていないこと、(ii) 本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針、及び(iii) 当社の足元の業績等を踏まえ当該市場価格から一定程度のディスカウントを行った価格であるとのことから、その諸条件等については、当社の立場としては不合理とはいえないこと、(g) 本公開買付価格に関しては、本公開買付価格が、最終的には公開買付者と本応募予定株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであるため、当社は第三者算定機関に株式価値の算定及び意見書(フェアネス・オピニオン)を依頼しておらず、本公開買付価格が当社の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて当社が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付け成立後も当社株式の上場が維持される方針であるため、当社の株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねた判断には合理性が認められること、(h) ディスカウント TOB であるため、本公開買付けに本応募予定株主以外の少数株主が応募することは期待されておらず、実際に少数株主が応募する可能性が低く、本公開買付価格の公正性が少数株主との関係で問題となる可能性が低いこと等の事情を総合的に検討した上で、本公開買付けへの意見表明が当社の少数株主に対しても特段不利益を及ぼすものではないと思料する旨の意見を、平成29年11月17日付で入手しております。

③ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社の取締役会は、公開買付者からの本公開買付けの提案を受け、当社の企業価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、当社のリーガル・アドバイザーである熊谷・田中・津田法律事務所から受けた法的助言、上記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における利害関係を有しない者からの意見の取得」に記載の当社の社外監査役2名から取得した意見等を踏まえ慎重に協議・検討し、(a) 公開買付者が当社の筆頭株主となることで、i) 当社の戦略事業である医療介護情報サービスシステム事業におい

て、現在開発を進めている調剤薬局向けシステムを公開買付者及びE-BONDグループと共同で行うことで競争力のある製品を創出でき、ii)開発した製品をE-BONDグループの傘下にある調剤薬局に導入することで当社グループの売上拡大につながり、iii)主力のインターネット関連事業・通信事業において課題となっている業務上必要とされる知識及び経験を備えたSE(システムエンジニア)をはじめとするIT技術者等の人材確保ができることで、企業価値向上が期待されること、(b)当社株式に対する本公開買付価格が本応募予定株主との間で交渉によって決定されたものであり、本公開買付けは公開買付者による本応募予定株主が所有する当社株式の取得を企図したものであること、一方で、(c)上記「(4)上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、公開買付者によれば本公開買付けにより当社株式の上場廃止は企図しておらず、また、買付予定数の上限を1,453,000株としていることから、本公開買付け成立後、公開買付者が所有する当社株式は最大で1,453,000株(所有割合:66.38%)となる予定であり、本公開買付け成立後も、当社株式の上場は維持される見込みであること、その他、公開買付期間を含む本公開買付けの諸条件に不合理な点は認められないこと等を総合的に勘案した結果、本日開催の当社の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。

一方で、本公開買付価格に関しては、本公開買付価格が、最終的には公開買付者と本応募予定株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであるため、当社は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が当社の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて当社が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付け成立後も当社株式の上場が維持される方針であるため、当社の株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記の当社の取締役会には、取締役4名(うち社外取締役1名)の全員が出席し、その全員一致により当該決議を行いました。

また、当社の監査役3名(うち社外監査役2名)の全員が上記の当社の取締役会に出席し、出席監査役3名全員が上記決議について異議はない旨の意見を述べております。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、本公開買付けに際して、公開買付者は、平成29年11月17日に、本応募予定株主との間で、本応募予定株主である先端技術研究投資事業組合が所有する当社株式1,487,099株(所有割合:67.93%)のうち応募予定株式1,453,000株(所有割合:66.38%)について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しているとのことです。

本応募契約において、本応募予定株主は、以下の条件のすべてが充足されていることを前提条件として、平成29年12月15日までに、応募予定株式について本公開買付けに応募することが定められているとのことです。

- ① 本公開買付けが適法に開始されており、かつ撤回されていないこと
- ② 本応募契約に基づき本公開買付けの開始までに公開買付者が履行し又は遵守すべき重要な義務(注6)がすべて履行され、かつ遵守されていること
- ③ 公開買付者の表明及び保証(注7)に重大な誤り(ただし、当該表明及び保証が重大性又は重要性による限定を受けているときは、何らかの誤り)がないこと
- ④ 本公開買付けの実施のために法令等に基づき必要な手続のすべてが適法かつ有効に完了していること
- ⑤ 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを禁止又は制限することを求める旨のいかなる訴訟等又

はその申立ても係属しておらず、かつ、本公開買付けを禁止又は制限する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等による判決等も存在しないこと

- ⑥ 天災地変その他本応募予定株主の責めに帰さない事由により応募を行うことが社会通念上不可能又は著しく困難であると認められる事象が存在しないこと
- ⑦ 当社の業務等に関する重要事実(法第 166 条第 2 項に定めるものをいう。)、当社の株券等の公開買付け等の実施に関する事実若しくは中止に関する事実(法第 167 条第 2 項に定めるものをいう。)又はこれらの事実該当するおそれがあると合理的に認められる事実(本「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」及び下記「Ⅱ. 本資本業務提携契約について」において以下「重要事実等」と総称する。)で、本応募予定株主が認識している事実のうち、未公表のものが存在しないこと

(注6) 本応募契約において、公開買付者は、一定の条件(注8)のすべてが充足されていることを前提条件として本公開買付けを実施する義務、表明保証違反又は義務違反を理由とする損害等の補償義務、秘密保持義務、並びに本応募契約上の地位及び本応募契約に基づく権利義務の不処分義務を負っているとのことです。

(注7) 本応募契約において、公開買付者は、(1)設立及び存続、(2)本応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力、(3)必要な内部手続の履践、(4)本応募契約の適法かつ有効な締結及び強制履行可能性、(5)本応募契約の締結及び履行の法令等、司法・行政機関等の判決等、内部規則又は契約等への抵触の不存在、(6)必要な許認可等の取得及び必要な届出等の実行、(7)未公表の重要事実等の認識の不存在、(8)公開買付者についての法的倒産手続の不存在、(9)反社会的勢力等との関係の不存在等を表明及び保証しているとのことです。

(注8) 本応募契約において、公開買付者は、以下の条件のすべてが充足されていることを前提条件として、本公開買付けを実施する義務を負っているとのことです。

- ① 本応募契約に基づき本公開買付けの開始までに本応募予定株主が履行し又は遵守すべき重要な義務(注9)がすべて履行され、かつ遵守されていること
- ② 本応募予定株主の表明及び保証(注 10)に重大な誤り(ただし、当該表明及び保証が重大性又は重要性による限定を受けているときは、何らかの誤り)がないこと
- ③ 当社の取締役会において、監査役が何ら異議を述べることなく取締役全員一致により、本公開買付けに賛同する意見(ただし、法第 27 条の 10 第 2 項第 1 号に定める質問又は同項第 2 号に定める公開買付期間延長請求を伴わないものに限る。)を表明する旨及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募は株主の判断に委ねる旨の決議が適法になされ、当社によりこれが公表されており、当該決議が撤回又は変更されていないこと
- ④ 本公開買付けの実施のために法令等に基づき必要な手続のすべてが適法かつ有効に完了していること
- ⑤ 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを禁止又は制限することを求める旨のいかなる訴訟等又はその申立ても係属しておらず、かつ、本公開買付けを禁止又は制限する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等によるいかなる判決等も存在しないこと
- ⑥ 本応募契約の締結日から平成 29 年 11 月 20 日(本「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」及び下記「Ⅱ. 本資本業務提携契約について」において以下「本開始日」という。)までの間に、当社又はその子会社の会社組織、資産、負債、取引関係、事業運営、許認可、役職員、環境問題、信用その他当社又はその子会社の企業価値に影響を及ぼす一切の事項に関し、重大な変動が生じていないこと
- ⑦ 天災地変その他公開買付者の責めに帰さない事由により本開始日において本公開買

付けを開始することが社会通念上不可能又は著しく困難であると認められる事象が存在しないこと

- ⑧ 撤回事由(法第 27 条の 11 第 1 項その他の法令の範囲内で公開買付者が定めるもの。)が生じていないこと
- ⑨ 本公開買付けの実施のために必要となる資金調達を不可能又は著しく困難とさせる事象(ただし、公開買付者の責めに帰すべき事象を除く。)が存在しないこと
- ⑩ 重要事実等で、公開買付者が認識している事実のうち、未公表のものが存在しないこと
- ⑪ 当社が反社会的勢力ではなく、反社会的行為を行っておらず、反社会的勢力との間で不当関与関係を有していないこと、及び調査会社(公的又は民間のものであると問わない。)による調査(新聞記事の検索による調査を含むが、これに限られない。)をもってしても以上全ての点について疑わしき点が存在しないこと
- ⑫ 公開買付者と当社との間で本資本業務提携契約が適法かつ有効に締結され、有効に存続していること(ただし、公開買付者の責めに帰すべき事由によりその効力を生ぜず又は失った場合はこの限りではない。)

(注 9) 本応募契約において、本応募予定株主は、本「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載した内容に含まれる義務のほか、応募予定株式についての本公開買付け以外の公開買付けへの不応募義務その他の不処分義務、表明保証違反又は義務違反を理由とする損害等の補償義務、秘密保持義務、並びに本応募契約上の地位及び本応募契約に基づく権利義務の不処分義務を負っているとのことです。

(注 10) 本応募契約において、本応募予定株主は、(1)設立及び存続、(2)本応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力、(3)必要な内部手続の履践、(4)本応募契約の適法かつ有効な締結及び強制履行可能性、(5)本応募契約の締結及び履行の法令等、司法・行政機関等の判決等、内部規則又は契約等への抵触の不存在、(6)必要な許認可等の取得及び必要な届出等の実行、(7)未公表の重要事実等の認識の不存在、(8)応募予定株式の所有及び対抗要件具備、(9)応募予定株式及びこれを構成する株主権に対する担保権その他の制限又は負担の不存在、(10)当社の株主としての株主権の行使又は応募予定株式の処分等に関する第三者との間の契約等の不存在、(11)重要な情報の開示及びその正確性、(12)当社の財務諸表の適法性及び正確性並びに偶発債務等の不存在、(13)本応募予定株主又は当社についての法的倒産手続の不存在、(14)反社会的勢力等との関係の不存在等を表明及び保証しているとのことです。

また、本応募予定株主は、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の完了前の日を議決権行使の基準日とする株主総会が開催されるときは、当該株主総会における応募予定株式に係る議決権の行使については、公開買付者の指図に従うことを誓約しているとのことです。

なお、公開買付者は、本応募予定株主が所有する当社株式 1,487,099 株(所有割合:67.93%)のうち応募予定株式 1,453,000 株(所有割合:66.38%)を差し引いた当社株式 34,099 株(所有割合:1.56%)については、本応募予定株主との間で何ら合意をしていないとのことです(なお、(注 10)のとおり、本応募予定株主は当社の株主としての株主権の行使に関する第三者との間の契約等の不存在を表明及び保証しているとのことです。)

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」及び同「(4)上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本公開買付けに係る当社の意見表明は、第三者である公開買付者が、当社の支配株主である、本応募予定株主からの当社株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明に係るものであり、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

当社は、平成 29 年6月 27 日付当社コーポレート・ガバナンス報告書内の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」で、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、他の取引先との取引と同様に、市場価格を見据えた合理的な判断に基づく公正かつ適正な取引条件によって取引を行うことにしております。」と記載しております。

本公開買付けについては、少数株主の利益を不当に害することのないよう下記「(2)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3)当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」記載の措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合しているものと考えます。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本意見表明が、支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における利害関係を有しない者からの意見の取得」に記載のとおり、平成 29 年 11 月 17 日付で、当社の社外監査役2名から、本公開買付けに係る当社の意見表明が当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する旨の意見を入手しております。意見の概要は、上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における利害関係を有しない者からの意見の取得」をご参照ください。

II. 本資本業務提携契約について

当社は、公開買付者との間で、本日付で本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約に基づく合意の詳細は、以下のとおりです。

1. 提携の理由

上記「I. 本公開買付けに関する意見表明について」の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」をご参照ください。

2. 提携の内容等

本資本業務提携契約の内容は、以下のとおりです。

(1) 目的

公開買付者及び当社は、両者が有するそれぞれの事業基盤、ノウハウ等の経営資源を共有及び相互に利活用することにより、顧客ニーズに応じた付加価値の高い商品・サービスの提供を行い、両者の企業価値向上及び成長拡大を図るとともに、両者の顧客、取引先及び従業員を含むあらゆるステークホルダーにとっての両者の価値の更なる向上を実現できるものと確信し、本資本業務提携契約の各条項に従い資本業務提携(本「2. 提携の内容等」において以下「本提携」という。)を行う。

(2) 提携推進委員会

- (a) 公開買付者及び当社は、本提携を円滑に推進するため、本資本業務提携契約締結後速やかに提携推進委員会(本「2. 提携の内容等」において以下「委員会」という。)を設置するものとする。
- (b) 委員会の円滑な運営を目的として、公開買付者は、本資本業務提携契約締結後いつでも公開買付者又は公開買付者の関係会社の役職員1名を当社に出向させることができる。
- (c) 委員会は、本提携の具体的な内容及びその推進に必要な事項その他公開買付者及び当社が協議の上定める本資本業務提携契約の実施のために必要な事項について協議の上決定するものとし、公開買付者及び当社は、その内容について必要に応じ別途契約を締結する。

(3) 資本提携の内容

- (a) 公開買付者は、本資本業務提携契約及び本応募契約に従い、以下の前提条件のすべてが充足されていることを条件として、本公開買付けを実施し、当社を子会社化するものとし、当社は、これに最大限の誠意をもって協力する。
 - ① 本資本業務提携契約に基づき本公開買付けの開始までに当社が履行し又は遵守すべき重要な義務(注11)がすべて履行され、かつ遵守されていること
 - ② 当社の表明及び保証(注12)に重大な誤り(ただし、当該表明及び保証が重大性又は重要性による限定を受けているときは、何らかの誤り)がないこと
 - ③ 当社の取締役会において、監査役が何ら異議を述べることなく取締役全員一致により、本公開買付けに賛同する意見(ただし、法第27条の10第2項第1号に定める質問又は同項第2号に定める公開買付け期間延長請求を伴わないものに限る。)を表明する旨及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募は株主の判断に委ねる旨の決議が適法になされ、当社によりこれが公表されており、当該決議が撤回又は変更されていないこと
 - ④ 本公開買付けの実施のために法令等に基づき必要な手続のすべてが適法かつ有効に完了していること
 - ⑤ 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを禁止又は制限することを求める旨のいかなる訴訟等又はその申立ても係属しておらず、かつ、本公開買付けを禁止又は制限する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等によるいかなる判決等も存在しないこと
 - ⑥ 本資本業務提携契約の締結日から本開始日までの間に、当社又はその子会社の会社組織、資産、負債、取引関係、事業運営、許認可、役職員、環境問題、信用その他当社又はその子会社

の企業価値に影響を及ぼす一切の事項に関し、重大な変動が生じていないこと

- ⑦ 天災地変その他公開買付者の責めに帰さない事由により本開始日において本公開買付けを開始することが社会通念上不可能又は著しく困難であると認められる事象が存在しないこと
- ⑧ 撤回事由(法第 27 条の 11 第 1 項その他の法令の範囲内で公開買付者が定めるもの。)が生じていないこと
- ⑨ 本公開買付けの実施のために必要となる資金調達を不可能又は著しく困難とさせる事象(ただし、公開買付者の責めに帰すべき事象を除く。)が存在しないこと
- ⑩ 重要事実等で、公開買付者が認識している事実のうち、未公表のものが存在しないこと
- ⑪ 当社が反社会的勢力ではなく、反社会的行為を行っておらず、反社会的勢力との間で不当関与関係を有していないこと、及び調査会社(公的又は民間のものであるとを問わない。)による調査(新聞記事の検索による調査を含むが、これに限られない。)をもってしても以上全ての点について疑わしき点が存在しないこと
- ⑫ 本応募契約が適法かつ有効に締結され、有効に存続していること(ただし、公開買付者の責めに帰すべき事由によりその効力を生ぜず又は失った場合はこの限りではない。)

(注 11) 本資本業務提携契約において、当社は、本「2. 提携の内容等」に記載した内容に含まれる義務のほか、公開買付者又は本応募予定株主に対する重要事実等の不伝達義務、下記「(5)役員派遣」に基づき公開買付者が指名した役員についての責任限定契約締結義務(非業務執行取締役等に限る。)及び役員賠償責任保険付保義務、表明保証違反又は義務違反を理由とする損害等の補償義務、秘密保持義務、並びに本資本業務提携契約上の地位及び本資本業務提携契約に基づく権利義務の不処分義務を負っております。

(注 12) 本資本業務提携契約において、当社は、(1)設立及び存続、(2)本資本業務提携契約の締結及び履行に必要な権能力及び行為能力、(3)必要な内部手続の履践、(4)本資本業務提携契約の適法かつ有効な締結及び強制履行可能性、(5)本資本業務提携契約の締結及び履行の法令等、司法・行政機関等の判決等、内部規則又は契約等への抵触の不存在、(6)必要な許認可等の取得及び必要な届出等の実行、(7)当社についての法的倒産手続の不存在、(8)本資本業務提携契約の履行に重大な悪影響を及ぼす可能性のある訴訟等の不存在、(9)当社の発行可能株式総数及び発行済株式総数(潜在株式等の不存在を含む。)、(10)重要な情報の開示及びその正確性、(11)当社の財務諸表の適法性及び正確性並びに偶発債務等の不存在、(12)反社会的勢力等との関係の不存在等を表明及び保証しております。

- (b) 当社は、①本資本業務提携契約に基づき本開始日の前日までに公開買付者が履行し又は遵守すべき重要な義務(注 13)がすべて履行され又は遵守されていること並びに②公開買付者の表明及び保証(注 14)が重要な点において(ただし、当該表明及び保証が重大性又は重要性による限定を受けているときは、すべての点において)真実かつ正確であることを条件として、(i)本開始日の前日までに、その取締役会において、本公開買付けに賛同する意見(ただし、法第 27 条の 10 第 2 項第 1 号に定める質問又は同項第 2 号に定める公開買付期間延長請求を伴わないものに限る。)を表明する旨及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募は株主の判断に委ねる旨を適法に決議し、かつ、これを公表し、また、(ii)当該決議を撤回又は変更してはならない。

(注 13) 本資本業務提携契約において、公開買付者は、本「2. 提携の内容等」に記載した内容に含まれる義務のほか、表明保証違反又は義務違反を理由とする損害等の補償義務、秘密保持義務、並びに本資本業務提携契約上の地位及び本資本業務提携契約に基づく権利義務の不処分義務を負っております。

(注 14) 本資本業務提携契約において、公開買付者は、(1)設立及び存続、(2)本資本業務提携契

約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力、(3)必要な内部手続の履践、(4)本資本業務提携契約の適法かつ有効な締結及び強制履行可能性、(5)本資本業務提携契約の締結及び履行の法令等、司法・行政機関等の判決等、内部規則又は契約等への抵触の不存在、(6)必要な許認可等の取得及び必要な届出等の実行、(7)公開買付者についての法的倒産手続の不存在、(8)本資本業務提携契約の履行に重大な悪影響を及ぼす可能性のある訴訟等の不存在、(9)反社会的勢力等との関係の不存在等を表明及び保証しております。

(4) 業務提携の内容

(a) 公開買付者及び当社は、本公開買付けの成立以降、公開買付者及び当社の発展のために、公開買付者及び当社それぞれのプロダクト・サービス、営業戦力及び販売チャネルを相互に補完し、それぞれの既存事業や協業による新規事業において、コストシナジーや技術シナジー等の効果を実現するとともに、公開買付者と当社との間において強固な協業関係ないしパートナー関係を構築することを業務提携(本「2. 提携の内容等」において以下「本業務提携」という。)の具体的な方針とする。

(b) 公開買付者及び当社は、本業務提携の具体的な内容として、以下に掲げる項目に着手し、また、その検討及び協議の過程において本業務提携の内容の見直しを随時行うものとする。

- ① 公開買付者が展開しているスマートフォンアプリ開発等、当社が展開している ASP サービスやEコマース会社向け決済代行サービス等、それぞれの得意分野を生かした技術及びノウハウの共有によって、自社サービスの拡大だけでなく、両者の得意分野を一体化した新しいサービスやパッケージの開発及び展開。
- ② 公開買付者のグループ会社が外注している基幹システムの開発及び運用、並びに医療関連事業の管理システムの開発等について、公開買付者及び当社による共同での開発及び運用。
- ③ 公開買付者及び当社の共同での採用活動の実施。また、技術力の底上げを目的として、公開買付者及び当社の共同での新卒社員や中堅社員に対する技術研修の実施。
- ④ 公開買付者、公開買付者の所属するE-BONDグループ各社及び当社の間において、専門知識やノウハウを保有する人材の増強や役職員の相互派遣及び共同での事業戦略の立案。
- ⑤ 当社によるE-BONDグループが展開している新規事業としての医療関連事業の展開及び推進。
- ⑥ 前各号のほか、公開買付者又は当社が提案し、公開買付者と当社との間で別途合意した事項。

(5) 役員派遣

本公開買付けの成立後、当社は、本公開買付けの成立後2ヶ月以内に、本公開買付けの決済の完了後の日を議決権行使の基準日とする臨時株主総会を開催し、公開買付者の指名する候補者を役員として選任する旨の議案を上程する。

(6) 臨時株主総会までの事業運営等

当社は、本資本業務提携契約の締結日から上記「(5)役員派遣」に基づく臨時株主総会の決議により公開買付者の指名する候補者が役員として選任される日までの間、以下の各号の事項を遵守する。

- ① 当社は、自ら又はその子会社をして、善良な管理者の注意をもって当社及びその子会社(本「2. 提携の内容等」において以下「当社グループ」と総称する。)の事業を管理及び運営し又はさせること。
- ② 当社は、自ら又はその子会社をして、公開買付者の事前の書面による承諾なく、一定の行為を行わず又は行わせないこと。
- ③ 当社は、本資本業務提携契約において別途規定されている場合を除き、直接又は間接を問わず、当社グループの役職員に対して、転職、独立その他理由の如何を問わず、当社グループからの退職の勧誘を行わないこと。

④ 当社は、前各号に定めるほか、公開買付者に対する事前の書面による通知なく、当社グループの財務状態、事業遂行及び保有財産に重大な影響を与え又はその可能性のある行為を行わないこと。

3. 相手方に新たに取得される株式の数及び発行済み株式数に対する割合

上記「Ⅰ. 本公開買付けに関する意見表明について」の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」をご参照ください。

4. 提携の相手先の概要

上記「Ⅰ. 本公開買付けに関する意見表明について」の「1. 公開買付者の概要」をご参照下さい。

5. 提携の日程

取締役会決議	平成29年11月17日
本資本業務提携契約締結日	平成29年11月17日
本公開買付けの開始	平成29年11月20日(予定)
本公開買付けの終了	平成29年12月18日(予定)
本公開買付けに係る決済の開始日	平成29年12月22日(予定)

6. 今後の見通し

(1) 本資本業務提携後の方針

上記「Ⅰ. 本公開買付けに関する意見表明について」の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」及び同「(4)上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

(2) 今後の業績の見通し

本資本業務提携契約の締結が当社の業績に与える影響については、公表すべき事項が生じた場合に速やかに開示いたします。

以上

※添付資料として、公開買付者による「株式会社ソフィアホールディングス株券（証券コード6942）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を添付しておりますので、併せてご覧ください。

平成 29 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名	株式会社アイソプラ
本店所在地	岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森 17 番地
代 表 者 名	代表取締役社長 寺村 淳士
問 合 せ 先	取締役 武藤 博正 (TEL 03-5577-3360)

**株式会社ソフィアホールディングス株券（証券コード：6942）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社アイソプラ（以下「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、株式会社ソフィアホールディングス（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

公開買付者は、昭和 57 年 4 月、岩手県において銑鉄鋳物製造業を営む会社として設立され、昭和 60 年 7 月にソフトウェア受託開発事業に業態を転換し、営業活動を開始いたしました。その後、公開買付者は、平成 27 年 8 月 1 日に、医療関連事業統合システムの共同開発等を目的として、調剤薬局の運営を中心とした医療関連事業及び医療機関から患者の検体を預かり分析し検査結果を報告する臨床検査受託事業等を展開する株式会社 E-BOND ホールディングス（本店所在地：埼玉県北葛飾郡松伏町、代表取締役：塩月清和。以下「E-BOND」といいます。）グループに加わり、E-BOND の 100% 子会社として、引き続き、ソフトウェア受託開発を主たる事業としております。

今般、公開買付者は、本日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場に上場している対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）のうち、対象者の支配株主である先端技術研究投資事業組合が所有する対象者株式 1,487,099 株のうち 1,453,000 株を取得することによって、対象者の議決権の過半数を取得し、対象者を連結子会社化することを主たる目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、公開買付者は、本日現在、対象者株式を所有しておりません。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社ソフィアホールディングス

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

平成 29 年 11 月 20 日（月曜日）から平成 29 年 12 月 18 日（月曜日）まで（20 営業日）

(4) 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 30 年 1 月 5 日（金曜日）までとなります。

(5) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 1,700 円

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,453,000 株	1,453,000 株	1,453,000 株

(7) 決済の開始日

平成 29 年 12 月 22 日（金曜日）

(8) 公開買付代理人

リーディング証券株式会社 東京都中央区新川一丁目 8 番 8 号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が平成 29 年 11 月 20 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上